

2024年10月29日

各位

株式会社メディロム
代表取締役社長 江口 康二

募集株式の発行に関する取締役会決議及び募集株式の特定引受人に関する事項の公告

2024年10月29日開催の当社取締役会において、同年9月13日付で決議した当社普通株式を原株とする米国預託証券(以下「本件 ADR」という。)の本邦外での募集(以下「本件 ADR 募集」という。)において本件 ADR が表章する当社普通株式(以下「本件原株式」という。)の発行(以下「本件原株式発行」という。)について、下記のとおり変更することを決議いたしましたので公告いたします。これに伴い会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に関する事項にも変更が生じますので公告いたします。

なお、①米国証券取引委員会から米国で提出した登録届出書の効力発生の宣言がなされること、及び②その他の法令又は規則に基づき必要な手続が完了していることを条件とすることに変更はございません。

記

1. 本件原株式発行

- | | |
|------------------------|---|
| ① 募集株式の種類及び数 | 当会社普通株式 3,000,000 株 |
| ② 募集株式の払込金額 | 払込金額は、本件 ADR の発行価額(本件 ADR の発行価格(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式に準じた方法で米国市場において行われるブックビルディングの方式により米ドル建てで決定される予定。)から主幹引受証券会社への引受手数料を控除した額であり、本件 ADR の発行価格と併せて米ドル建てにて決定される。)と同一とする。 |
| ③ 払込期間 | 2024年11月13日から2024年12月31日まで |
| ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 本件原株式の発行に関して増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。 |

2. 本件オーバーアロットメント対象株式の発行

- | | |
|--------------|--|
| ① 募集株式の種類及び数 | 当会社普通株式 450,000 株を上限とする。
(ただし、本件原株式の発行数に 0.15 を乗じた数を上限とする。) |
| ② 募集株式の払込金額 | 払込金額は本件原株式の払込金額と同一とする。 |



- | | |
|------------------------|---|
| ③ 払込期間 | 2024年11月13日から2025年2月14日まで |
| ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 本件原株式の発行に関して増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。 |

3. 募集株式の特定引受人に関する公告

- | | |
|---|---|
| ① 特定引受人の名称及び所在地 | 変更ございません。 |
| ② 特定引受人が引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数 | 6,086,260 個
(注) 第 2①記載の本件オーバーアロットメント対象株式の上限数 450,000 株に係る議決権数を含み、特定引受人が本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の全てを引き受けた場合の議決権数の最大値を記載しています。以下、③及び④において同様です。 |
| ③ ②の募集株式に係る議決権の数 | 3,450,000 個 |
| ④ 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数 | 8,491,950 個 |
| ⑤ 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断・理由 | 変更ございません。 |
| ⑥ ⑤の判断が社外取締役の意見と異なる場合には当該意見 | 該当事項はありません。 |
| ⑦ 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役等の意見 | 変更ございません。 |

以上